

◎届出基準一覧表

届出対象	届出対象規模				
	市全域	景観形成重点地区			
		緒方盆地文化的景観	原尻の滝眺望景観	江内戸の景眺望景観	沈堕の滝眺望景観
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	新築、増築、改築、移転／高さ13m以上、または、延べ床面積500m ² 以上 外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更／当該行為に係る面積の合計が500m ² 以上	新築、増築、改築、移転／高さ10m以上、または、延べ床面積100m ² 以上 外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更／当該行為に係る面積の合計が100m ² 以上			
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	よう壁・柵等／高さ5m以上 煙突・鉄柱・塔状工作物・遊戯施設・風力発電施設等／高さ13m以上 橋梁・歩道橋等／長さ20m以上 太陽光発電施設・自動車車庫・製造施設・貯蔵槽等／高さ13m以上、または、建築面積が1,000m ² 以上 外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更／当該行為に係る面積の合計が1,000m ² 以上	よう壁・柵等／高さ2m以上 煙突・鉄柱・塔状工作物・遊戯施設・風力発電施設等／高さ10m以上 橋梁・歩道橋等／長さ10m以上 太陽光発電施設・自動車車庫・製造施設・貯蔵槽等／高さ10m以上、または、建築面積が500m ² 以上 外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更／当該行為に係る面積の合計が500m ² 以上 水路・水路橋等／長さ10m以上、または面積50m ² 以上	・緒方盆地文化的景観と重複する範囲は、緒方盆地文化的景観と同じ ・上記の範囲外は市全域と同じ	・視点場から1,500m以内は方盆地文化的景観と同じ ・視点場から1,500m超は市全域と同じ	・視点場から1,500m以内は方盆地文化的景観と同じ ・視点場から1,500m超は市全域と同じ
開発行為、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の区画形質の変更	面積3,000m ² 以上、または、のり面の高さ5m以上の切土若しくは盛土を伴うもの (農林業を営むために行う土地の形質の変更は除く)	面積500m ² 以上、または、のり面の高さ2m以上の切土若しくは盛土を伴うもの (農林業を営むために行う土地の形質の変更は除く)			
木竹の伐採	区域の面積が3,000m ² 以上 (農林業を営むために行う森林の皆伐は除く)	区域の面積が500m ² 以上 (農林業を営むために行う森林の皆伐は除く)			
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ2m以上、または、面積100m ² 以上(農林業を営むために行うものの、堆積等の期間が90日以下のものを除く)	高さ2m以上、または、面積100m ² 以上(農林業を営むために行うものの、堆積等の期間が90日以下のものを除く)			

◎届出を要しない行為

■市の条例 景観条例第9条

- ・農林業を営むために行う土地の形質の変更
- ・農林業を営むために行う森林の皆伐
- ・屋外における物件の堆積で、次に掲げるもの
 - ア 農林業を営むために行うもの
 - イ 堆積の期間が90日を超えて継続しないもの

■景観法、施行令

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為 (法第16条第7項第1号)
- ・地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等 (令第8条第1項第1号)
- ・仮設の工作物の建設等 (令第8条第1項第2号)
- ・次に掲げる木竹の伐採 (令第8条第1項第3号)
 - 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - 仮植した木竹の伐採
 - 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 (令第8条第1項第4号)
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 (法第16条第7項第2号)
- その他政令で定める行為 (法第16条第7項第11号)
- ・文化財保護法の許可等に係る行為 (令第8条第1項第3号)
- ・屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の設置 (令第8条第1項第4号)